# 建築基準法第52条第14項許可取扱要綱

制 定 平成 15 年 8 月 1 日 最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

#### (目的)

第1 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第14項第1号の 規定に基づく同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面 積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物の許可に関し必要な事項を定めるこ とにより、本制度の適正な運用を図り、もって中水道施設、地域冷暖房施設等の設置促進による省資源、 省エネルギーの推進及び高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進 することを目的とする。

## (許可方針)

第2 法第52条第14項第1号の許可は、別に定める「建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準」 に規定する許可基準に適合するものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、本市建築審査会の同意が得られたものについて行う。

#### (許可申請)

第3 第2の許可を受けようとするものは、法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の4第1項に定める許可申請書及び大阪市建築基準法施行細則(昭和35年大阪市規則第42号)第3条に定める添付図書のほか、「建築基準法第52条第14項許可手続き要領」に定める図書を提出しなければならない。

### (事務)

第4 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附則 この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

「建築基準法第52条第13項第1号に係る許可取扱い方針」、「ハートビル法に基づく建築基準法第52条第13項第1号に係る許可取扱い方針」及び「病院の建替え等について適用する築基準法第52条第13項第1号に係る許可取扱い方針」は、廃止する。

附則 この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

**附則** この要綱は、平成18年12月20日から実施する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和3年11月1日から実施する。